

# 自治会まちづくりミーティング（要旨）

1. 自治会等の名称 那加第1自治会連合会
2. 日 時 平成28年7月6日（水） 19時00分～20時45分
3. 場 所 那加西福祉センター
4. 出 席 者 自治会長 18名、 市長、 企画総務部長

## <内容>

○市長のあいさつ

○連合会長のあいさつ

○行政の説明

- ・しあわせを実感できるまちづくりについて
- ・新庁舎の建設について

○テーマ概要

テーマ①：新田町内を流れる大量の雨水の処理の方法について

テーマ②：防犯カメラの設置について

テーマ③：ゴミの不法投棄について

テーマ④：消防団の人集め、団員の利点について

○提言による懇談

テーマ①：新田町内を流れる大量の雨水の処理の方法について

<新田町自治会長>

ゲリラ豪雨が10年ほど前から発生しており、雨水の排水をどうするかということです。

太平町（那加3校区）など東の方から西に流れてきて新田町の縣神社の辺りが、すり鉢状になっているため雨水が集中します。その流れは北の濃川に落ちるようになっていますが、昔は川幅が広がったのですが、今は道路やガードレール横の法に取られて川幅が凄く狭くなっているため、雨水が溢れる状態です。そこで対策として、川幅を広くするか深くするなどして、ゲリラ豪雨にも対処できるようにしていただきたいと思います。

なお、部分的ではなく那加3校区から西の地区を中心に対応をお願いします。

<市長>

近年、ゲリラ豪雨により浸水被害というものが市内においても数カ所で発生しております。

宅地開発や都市化の進展により、川幅が昔より狭くなったところもあります。特に、水位が著しく上昇して土地の低い地域においては、道路冠水や浸水被害がたびたび発生しています。

濃川は本地区の浸水被害を解消するために早期改修が必要な河川ですが、県が管理する下流の境川が未改修部分が多く、順次整備が行われている状態です。そのため、濃川だけを先行して改修すると、ほかの所でオーバーフローしてしまう可能性があります。

そこで、雨水を一時的に貯留させる「校庭貯留事業」を那加第一小学校や那加第三小学校などで実施しています。そのほか民間の開発事業者に対して、駐車場の透水性舗装や緑化整備などの

指導を行っている状況であります。

濃川を改修するため、境川の早期完成に向けて、境川流域の3市2町による「境川改修促進期成同盟会」において、引き続き、県に要望していきます。また、雨水が集まりやすい低地部を重点的に浚渫や清掃を行うなどの維持管理を強化してまいります。

## テーマ②：防犯カメラの設置について

〈新加納第1自治会長〉

現在、新加納地区では防犯パトロール隊にて、月1回のパトロールを実施しています。

新加納町から小学校へ85名の児童が名鉄とJRの踏切を渡って通学し、見守り隊の方も子供たちの通学を見守ってくれていますが、新加納駅の通りは通学路となっており交通量も多く危険であり、けろっと広場に防犯カメラを設置していただくと交通違反（一方通行）の抑制にも繋がると思います。

イオンができて防犯上あまり良くないと思い、那加派出所で新加納町内での事故犯罪件数を確認したところ、空き巣2件、自転車・オートバイの盗難2件、物損事故1件、公然わいせつ罪3件でありました。先日も、下半身を出して歩いていたとの話を聞きました。

イオンができて悪いことをするのは、他所から来る人で悪いことをして電車で逃げるかマイカーで逃げるか、どちらかだと思います。

そのため、新加納駅にカメラが設置されていれば検挙にも繋がると思います。カメラの設置には場所と維持費などがありますが、学童の通学路でもありますので防犯カメラの設置をお願いします。

〈市長〉

イオンさんがオープンし、色々な意味での良し悪しというものがあるかと思っています。その影響もあり、新加納防犯パトロール隊を設立され、「自分たちのまちを犯罪・事故・災害については自分たちで守る」、そういった会ができ頼もしく思います。

本市の刑法犯の認知件数は幸い減少しています。警察や地域の皆様の見守り活動など、犯罪を抑止する取り組みの成果ではと思います。

犯罪を減らすには、警察だけでなく地域住民、行政が連携しながら防犯体制を確立していくことが重要です。

防犯カメラは、犯罪の抑止を計るという効果も期待される一方、録画された人や民家などの肖像権やプライバシー権の侵害という課題もあります。また、防犯カメラは一方で、行政や警察の権力により監視されている監視カメラと捕らえられる現実もあります。

市が交差点や広場、公園などへ防犯カメラを設置し、不特定多数の個人を撮影することで、監視されると感じてしまうなどの懸念があるため、行政による防犯カメラの設置については慎重に判断しなければなりません。

よって、地域ぐるみの防犯活動のなかで、地域住民の合意に基づき自治会による防犯カメラの設置が望ましいと思います。今後、他市の事例や判例などを参考にしながら、地域が主体となった防犯カメラのあり方を検討していきたいと考えています。

〈琴が丘自治会〉

琴が丘においては侵入路が4カ所に限られているため、そこへのカメラ設置を検討しています。

団地の人だけでなく、通る車の判断ができる程度のカメラを設置して犯罪防止、若しくは犯罪が起きたとき警察にデータを提出できるぐらいの高性能カメラを設置したいと思っています。

なお、金額的には、4カ所で150万円ぐらいの予算となりますので、昨年で50万円積み立てをしていますが、市の補助をお願いしたいと思います。

〈市長〉

前向きに検討してまいります。

#### テーマ③：ゴミの不法投棄について

〈長塚町自治会長〉

長塚町西の高速道路周辺の側道付近及びイチョウ通り沿いの車道及び側道（歩道）に、ゴミが捨てられています。自治会では、毎月第2土曜日の早朝にクリーン活動として町内の方々と一緒にゴミ拾いを行っています。

ゴミを捨てるのは、過失的に捨てるのではなく、故意に捨てる人だと思います。例えば、コンビニなどで買い物をし、民家の少ないところで食事等して、そのゴミが捨てられています。

先日も掃除機2台・ガステーブルなどが捨てられていましたが常態化して捨てる人は意識がない人だと思います。

産業廃棄物処理法や美しいまちづくり条例などの罰則がうまく機能していればと思います。現行犯でなければ難しいと思いますが何か良い対策はないかと思っています。

〈市長〉

ゴミの不法投棄は生活環境を著しく悪化させる行為で犯罪であります。

不法投棄に関する行政罰の強化への取り組みにつきましては、すでに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、ゴミの不法投棄は禁止されています。違反をすると悪質な不法投棄の原因者は投棄したゴミの撤去を求められるとともに、5年以下の懲役または1,000万円（法人には3億円）以下の罰金が科せられるなど、反社会的行為という位置付けが強化され制裁措置が大幅に引き上げられています。しかしながら、悪質な不法投棄者を特定することは非常に難しいこと（現行犯）であります。常習箇所には、看板等の設置、市職員や環境美化監視員によるパトロール、警察などの関係機関連携、広報紙による啓発等にて対応しています。

今後もパトロールを実施するとともに、廃棄物を見つけてご連絡をいただいた際には、現場確認のうえ早期回収を行いますので、お願いします。

#### テーマ④：消防団の人集め、団員の利点について

〈野畑町自治会長〉

私たちの町内では、消防団員の人集めに苦労しております。年度末になると、消防団班長と一緒に団員の勧誘に戸別訪問をしていますが、どこも良い返事がないため辞めたくても辞められないので、何年も消防団員を続けなければならないのが現状です。

自治会員124世帯のうち89世帯（72%）が昔から住んでいる人ではなく、うち34世帯30%が5年未満の新しい世帯です。そのため、トラブルが多く消防団員の存続が危ぶまれています。他の自治会では幽霊団員として名前だけを登録している自治会もあると聞いています。

岐阜県は、年間200万円の事業税を免除する制度を導入していますが、市としても何らかの

手を打つべきかと思います。また、自衛隊の方には、本人は消防団に入団したいが上司の話では有事の際には協力できないので消防団に入団しないようにと言われました。

消防団員のほとんどの方は、家庭や仕事などを多少なりと犠牲にして活動している方ばかりです。消防団員には、活動手当が付くみたいですし、ありがとうねカードが渡っているようで、提携されている店でサービスが受けられるようですが、知られていません。消防団には多少の優遇（市民税の減免）でもあれば、私たちが勧誘しやすく思います。

消防団員の確保に精一杯で、いざという時、災害時に地域防災活動の結束力が発揮できるかと思っています。

〈市長〉

消防団員の状況を紹介しますと、消防団員の推移として条例定員数・実員数は、平成19年の時には定員数・実員数とも690人、現在は定員数730人、実員数は726人であり、確保率99%となっています。定数に対して実員数が増えてきていますが、女性消防団はすでに立ち上がっており、火災の現場よりも応急手当などに対応しています。実際に消防の操法大会などにも参加していただいております。

消防団員確保については、地域によって大きな差がありますが、市全体的では定員数も100%に近い数字となっています。昨年度、総務省消防庁から消防団等地域活動表彰、全国で30消防団しか受賞されない賞を各務原市消防団が受賞されました。受賞理由の一つとして、消防団員の確保があげられます。

ありがとうねカードについては、市内の企業等にご協力いただいておりますので、より一層、PRをしていきたいと思います。減免ではないですが消防団員の退職報奨金については平成26年度から、年間の報酬についても昨年度に増額をさせていただきました。なお、幽霊団員については、消防団員の方への報酬等につきましては個人口座への振り込みとなっていますので、幽霊団員の方は本市においては極力少ないと思っています。今後も、消防団員の確保がしやすいようPRをしていきたいと思います。なお、自衛隊員の方については、状況確認をさせていただきます。

○連合会長からまとめのことは

○市長からまとめのことは